

# 藤枝法人会報



No. 96

平成25年12月発行

藤枝大祭 2013

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail [svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp](mailto:svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp)

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会  
員  
募  
集  
中

# 個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成25年度 税制改正のあらまし

平成25年3月30日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」の主な改正の概要を掲載しています。

平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、復興特別所得税（2.1%）が課されます。

## 【金融・証券税制の主な改正事項】

### 税 率

#### ○ 上場株式等を譲渡した場合の税率

平成25年12月31日まで

10%

（所得税7%、住民税3%）



平成26年1月1日以後

20%

（所得税15%、住民税5%）

3ページへ

### 非課税

#### ○ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）

4ページへ

## 【その他の主な改正事項】

#### ○ 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

2ページへ



税務署

平成25年4月

この社会あなたの税がいきている

## 平成25年4月1日から適用される改正事項(主なもの)

### 1 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証人であるものが、その個人が有する資産(有価証券を除きます。以下同じです。)でその資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすもの(以下「債務処理計画」といいます。)に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされました(措法40の3の2①)。

- イ その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ロ その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ハ その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

### 2 土地・建物等の譲渡に関する改正

- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等(措法33、33の4)について、次の見直しが行われました。
  - イ 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づき国が設置する環境大臣が指定する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場が追加されました(措規14⑤三イ)。
  - ロ 特例の対象に、特定被災区域内において行う都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第11号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地でその事業の用に供されるもの及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の七)。
  - ハ 特例の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる土地及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の八)。
- (2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法33の3)の対象から除外される保留地に係る土地等の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第19条第1項の規定により保留地が定められた場合のその保留地の対価の額に対応する土地等が追加されました(措法33の3①)。
- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除(措法34)の適用対象である都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する特別緑地保全地区内の土地が同法第17条第3項の規定により買い取られる場合における買取りをする者の範囲に、同法の緑地管理機構とみなされる都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第1項の規定により指定された特定緑地管理機構で、主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行う業務を行うものが追加されました(措法34、措令22の7②)。

## 2 土地・建物等の譲渡に関する改正（続き）

- (4) 平成25年1月1日以後に居住用財産を譲渡し、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合における、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2）の適用対象となる買換資産の範囲に、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅である家屋が追加され、確定申告書に添付する、その家屋が地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることを証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限ります。）が追加されました（措法36の2、措規18の4②、平成21年国土交通省告示第685号）。
- (5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限（平成25年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法37の9の2）。

## 平成26年1月1日から適用される改正事項（主なもの）

### 3 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（措法37の10①、平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則43②）。

#### ○ 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区 分	平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%（所得税7%、住民税3%）	20% （所得税15%、住民税5%）
上 記 以 外	20%（所得税15%、住民税5%）	

### 4 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後に源泉徴収されるものは、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則45①）。

#### ○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

### 【参考】 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の特例措置は、上記3及び4と同様に廃止されました。

#### ○ 上場株式等の配当等に係る税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

## 平成26年1月1日から適用される改正事項(主なもの)(続き)

### 5 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

平成26年1月1日から適用することとされている非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版ISA」)について、次のとおり改正されました。

(1) 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間(改正前：平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間)とされました(新措法9の8、37の14①⑤)。

(2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、次に掲げるものとされました(新措法9の8、37の14①)。

イ 非課税口座に非課税管理勘定<sup>(注)</sup>を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」といいます。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等

ロ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。

(3) 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)から提出を受けた非課税適用確認書<sup>(注)</sup>(改正前：非課税口座開設確認書)に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。)内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとされました(新措法37の14⑤二)。

(注) 非課税適用確認書は、税務署長から金融商品取引業者等を経由して交付を受けた書類で、勘定設定期間として次の①から③までに掲げるいずれかの期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます(新措法37の14⑤三)。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

(4) 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に上記(3)の(注)の基準日における住所を証する書類(住民票の写し等)を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされました(新措法37の14⑥)。

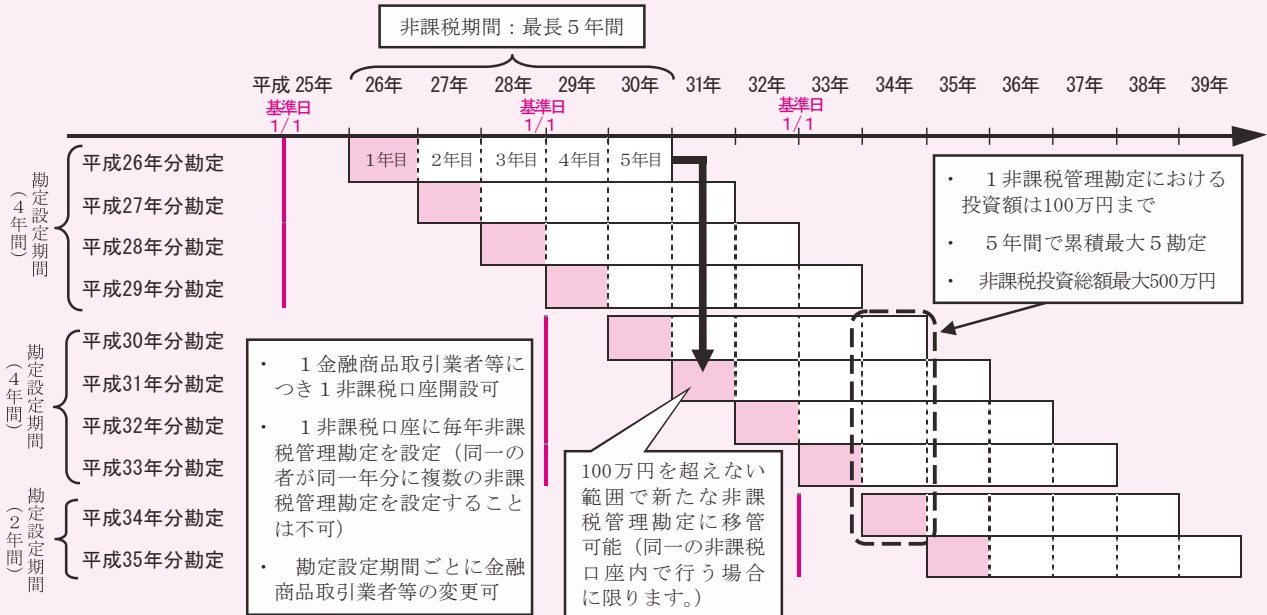
(5) 居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないこととされました。また、他の金融商品取引業者等を含め、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書の提出をすることができないこととされました(新措法37の14⑫)。

(6) 各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(下記ロの上場株式等については、移管日における終値に相当する金額)の合計額が100万円を超えないもの等を受け入れることができることとされました(新措法37の14⑤二)。

イ その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

ロ その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

**【改正後の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概略】**



**【改正後の非課税措置の概要】**

- 居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税が課されません(新措法9の8)。
  - 居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等のうちその非課税管理勘定に係るもののその非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税が課されず、また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます(新措法37の14①②)。
- (注) 非課税口座の開設に必要な「非課税適用確認書の交付申請書」は、平成25年10月1日から金融商品取引業者等の営業所の長へ提出できることとされています。

これらの非課税措置の主な要件等は、以下のとおりです。

○ 主な適用要件等

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
開設者	居住者等(その年の1月1日において満20歳以上である者)
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間、途中譲渡可(譲渡分相当額の再投資は不可)
非課税管理勘定設定数	各年分1非課税管理勘定(勘定設定期間につき1金融商品取引業者等に限りです。)
非課税投資額	非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の次の①及び②の金額の合計額で100万円が上限(未使用枠は翌年以後繰越不可) ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の移管日における終値に相当する金額
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)

# 「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月  
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

## 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが **平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がございましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 】



この社会あなたの税がいきている

平成25年度

# 納税表彰式

……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成25年度納税表彰式が、平成25年11月13日（水）藤枝小杉苑において挙行されました。

表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。当会関係者では次の方々を受彰されました。



## 藤枝税務署長表彰

法人名	法人会役職	氏名
(株) 大勝堂 外商部	理事・公益事業推進委員長	安藤 聡
共和成産 (株)	理事	鈴木 透



## 藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	法人会役職	氏名
(株) 新村組	女性部会副部会長	望月 きよみ
良知樹園 (株)	青年部会顧問	良知 正浩





平成25年度 ……………受賞おめでとうございます……………

# (一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 25 年 11 月 6 日(水) 松風閣にて、藤枝税務署の鍋田署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、東京新聞・中日新聞論説副主幹の長谷川幸洋氏に「安倍政権とこれからの日本」というテーマでご講演頂きました。



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (青島副会長)

## 功労法人表彰 6社 (五十音順 敬称略)

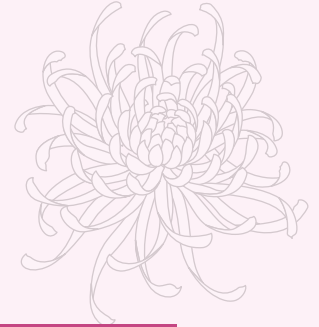
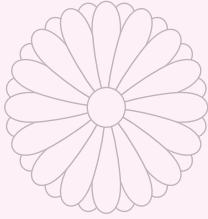
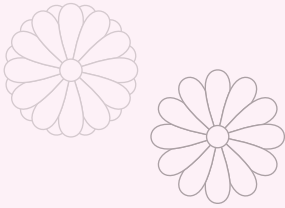
多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



法 人 名	役 職 名	氏 名
株式会社 アンビ・ア	代表取締役社長	松 永 勝 裕
株式会社 カネトモ	代表取締役社長	服 部 敏 之
株式会社 倉嶋自動車商会	代 表 取 締 役	倉 嶋 伸 康
賛栄設備工業株式会社	代 表 取 締 役	小 出 勝 三
志太榛原米穀卸株式会社	代 表 取 締 役	山 口 章
駿遠運送株式会社	代表取締役社長	杉 本 正 実

## 会員たる法人の役職員表彰 4名 (五十音順 敬称略)

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



氏 名	法 人 名	役 職 名
石 川 準	株式会社藪崎新聞店	常務取締役
杉 山 裕 巳	株式会社杉山工務店	専務取締役
大 勝 利 昭	焼津水産化学工業株式会社	経 理 部 長
坪 井 大 助	株式会社丸川	取締役総務部長

## 祝 辞



鍋田税務署長様



鷲山財務事務所長様



大石税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉  
松永 勝裕氏



皆様、おめでとうございます。



# 藤枝大祭

日本一の長唄による地踊り

2013

10/4(金)～6(日)

## 藤枝大祭の歴史

藤枝大祭は、江戸時代以来の伝統と歴史があります。



江戸時代、田中城の鬼門を守る青山八幡宮の大祭に、藤枝宿の屋台が神輿披露の行列に付き従ったのが始まりです。

万延元年（1860年）の「川原町岩崎家文書」によれば、青山八幡宮大祭の最終日には、田中城内に屋台が入り、藩主や藩士に披露されたことがわかります。

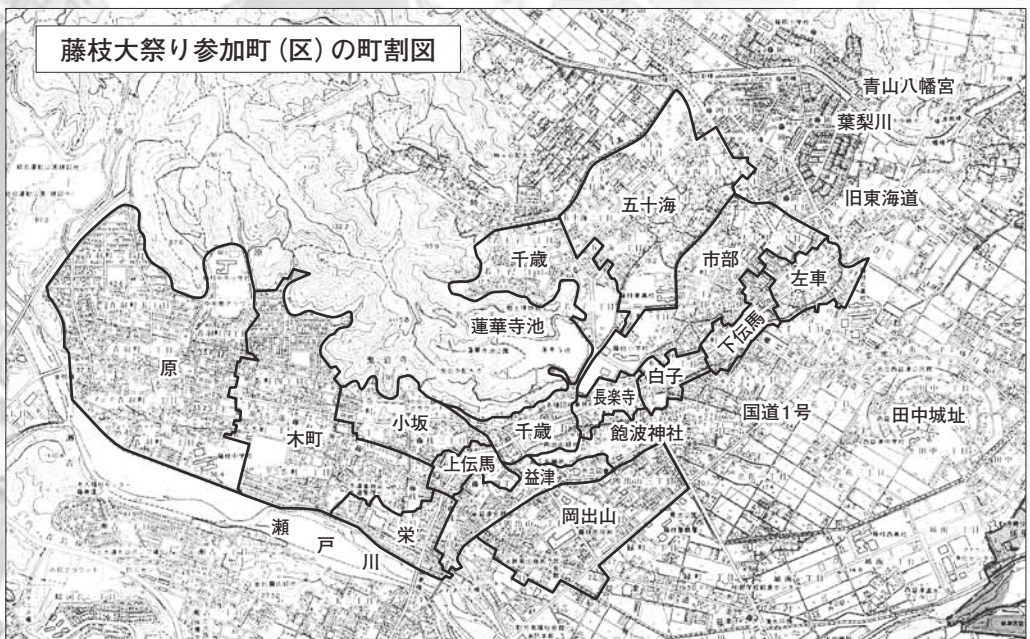
これが明治4年（1871年）に出された廃藩置県令で、田中藩が解体され、藤枝宿の総社飽波神社（延喜式内社）大祭にこの屋台の曳き回しが移行されました。飽波神社大祭は、寅・巳・申・亥の年に施行されます。現在ではこの大祭を「藤枝大祭り」と呼んでいます。

明治時代までは、写真のような江戸でもっとも発展した「三層高欄型山車」と、唐破風屋根に踊り舞台を備える「踊り屋台」とが結合する独自の山車屋台でした。これが、文明開化の象徴でもある電線と電話線の敷設により、三層高欄部分がどうしても電線と電話線にかかってしまうため、やむなく踊り屋台（幕引き屋台）のみの形態に変わりました。

それまでは、山車の上に飾る人形（ネリ物）を競いあい、そのネリ物に合わせての手踊りが披露されていました。この手踊りは屋台の舞台上の上踊りと、地面での地踊りに別れていました。三層高欄の部分がなくなると、ネリ物の競い合いにあわせての手踊りも下火になりかけたのですが、大正5年（1916年）に、左車出身の六世芳村伊十郎（長唄家元）を迎え、現在のような長唄による地踊り披露と言う形態が整えられました。

## 藤枝大祭参加14町

大祭には旧藤枝宿の九町と隣接五町の、合わせて十四町から屋台が曳き出されます。





## 町名と由来

飽波神社大祭に参加する14町（区）には、それぞれの町印がある。町印はその町（区）を象徴するものであり、その町ならではの由来があります。



### 栄～結び柏～

大正十年の町村制で、鬼岩寺字河原町と、辻（清水橋から正定寺門前小路まで）、益津字上传馬（清水橋から正定寺真向えまで）の三地区が合併して栄区が成立した。この三つの地区の和合と繁栄を願い、繁栄永続を象徴する柏の葉を三枚で構成される「結び柏」を選んだ。また、一説には河原をその舞台にして起こった歌舞伎役者の家紋の一つであったことも選んだその理由だといわれている。



### 木町～キ印～

瀬淵しやすい瀬戸川ではあるが、明治三十年代までは上流の山間部で伐られた木材を、瀬戸川の流れを利用して流送していたのである。金吹橋から勝草橋までの間に二箇所、流送してきた木材を引き上げる土場があり、ここに製材業者が集中したことから木町の町名が生まれたという。その木町の<キ>を町印はデザインしている。デザインには厳密な寸法がある。ところで、この木町は上横町と呼ばれたことがあったらしい。ちなみに下横町は市部の町並を呼んだ。



### 原～総陰花菱～

総陰花菱がどうして町印になったのか、その経緯を伝える資料や伝承を失う。一説には、大正九年に青年団の団旗の紋章を図案換えることになり、公募で鈴木正太氏の図案が一等になる。これがやがては原の町印となったのだという。花菱紋は、甲斐の武田家が戦功のあった家臣に与えたり、武田家の女性が使ったという。原村は瀬戸川の氾濫原を藤枝堤の工事によって拓いた村といわれ、武田の家臣孕石氏がその普請にあっている。あるいはこの孕石氏と関係があるかも知れないが、現在調査中である。



### 小坂～菱小～

定かではないが、蓮華寺山と岡出山の間が昔、接続しており、ここに小さな坂があったことから小坂の地名が生まれたという。この小坂の地名が地区名となっており、町印はこの小坂の<小>を基にデザインされている。大正十一年に、小坂区は初めて屋台を作って飽波神社大祭に参加した。このとき改めて法被も作ったのだが、そのときの紺屋が菱小の町印を考案したのではないかと伝える。



### 上传馬区～分銅紋～

鎌倉時代にはもうその存在が明らかな鬼岩寺門前市の伝統を受け継いで、上传馬がこの門前市近くに設置されたと考えられている。上传馬は、江戸時代には伝馬の中継ぎ、つまり問屋場と両替を行う藤枝宿の中心であった。両替には幕府が定めた分銅を使用することが義務付けられ、この幕府が定めた分銅を江戸時代には「法馬」という字をあてていた。したがって、この分銅「法馬」と上传馬は、江戸時代以来の縁という訳で、町印には「法馬」の馬と上传馬の馬を掛けている。



### 益津～三枡印～

益津区にこの枡を掛けていることは当然として、歌舞伎役者の市川団十郎の三枡紋を基にデザインされている。市川団十郎は、「お顔見ますが、めでとうござる、成田屋益々栄えます」という口上が定番で、この「マス・マス・栄えマス」から三枡が紋になったといわれている。益津区では入れ子になった三枡、正式には「隅立三つ入子枡」を町印にして、青年・中老・大老という全ての世代が力を合わせて大祭を施行しようという和合の心を表したと伝える。





## 岡出山区～お組～

昭和五十二年に岡出山区が初めて飽波神社大祭に参加したとき、区民に町印を募集した。数多くの中から、岡・出・山の三文字をアレンジしたこのデザインに決定した。全体の輪郭は、爽やかに明るく春を告げる桜の花びらを基にし、活気に満ちた岡出山を表している。また法被にはこの岡出山の町印を五つ合わせて桜花に見たてたデザインが施されている。



## 千歳区～千歳の松～

鍛冶町と吹屋町が、大正十年に合併して出来た千歳区は、若一王子神社境内の八幡太郎義家のお手植えの松と伝える「千歳の松」を基につけた町名である。町印もこの千歳の松から、光淋松の家紋を基に考案されている。



## 長楽寺区～蝶～

長楽寺の<長>を蝶で表す。初めは蝶が羽を広げただけのものだったが、提灯屋の松浦定次郎が現在のように整えたという。町印は備前蝶とか鎧蝶紋と呼ばれる家紋を基にしており、アゲハ蝶とタテハ蝶をデザイン化している。蝶紋は平家の家紋に使われた伝統からか、赤く染め抜かれていることが多く、長楽寺区もこれに違わず赤く町印を染め抜く。古代には同じ場所を番いて上下左右自由に飛び交う蝶を、人の靈魂と考えて尊重したが、長楽寺区では自由自在な活躍を気風とする。



## 白子区～菊一定紋～

天正十年の本能寺の変をいち早く知った家康は、堺から伊賀超えて伊勢の白子に出た。ここで、地元小川孫三の助けを得て、家康は間一髪のところを船をもって三河に渡り、無事駿府に帰還出来たという。この功をもって、小川孫三は現在地に居住を許され、新白子町と呼んだことが現在の町名になった。



## 下伝馬区～輪違い～

この輪違いの町印は、馬の轡（くつわ）を象徴している。下伝馬は白子の東側一部をあて上伝馬より遅れること六年、慶長十二年に上方に行く荷を継ぐ専門の伝馬として開設された。またそれより早く慶長六年に、酒井備後守忠利は自ら馬を進めて工事を下知したと伝え、下伝馬の馬と忠利の馬の轡を重ねて二重の轡を基に<輪違い>をデザインした。



## 市部区～井桁～

昭和二十五年に、市部の横町・本市部・前原が合併して屋台を曳くことになった。それまでの「横町」で曳いていた屋台は「角立四つ目紋」を町印にしていたが、このときから市部の<い>を井桁で象徴して町印とした。これは正式には「蔭隅立井筒」と呼ぶ。小山義助氏宅に保存されている横町時代の法被には、下横町と染め抜かれており、この下横町に対して上横町があったことになるが、現在の木町を上横町と呼んでいた。東海道と交差する瀬戸ノ谷街道と葉梨街道という二つのサトとヤマを結ぶ街道は、藤枝を茶と椎茸の集散地にした重要な交易路であり、上下横町はいずれも藤枝宿の一部として繁栄してきたのである。





## 五十海区～ご組～

五十海（いかるみ）周辺は古代には、葉梨川と朝比奈川の分流、また瀬戸川の分流などが合流する地形にあって、この川の水が氾濫する様相「怒る水」（イカルミ）が地名になっているが、近くの押し切りという地名にも川に押し切られ、氾濫したことを物語る。微高地に鎮座する原木神社と八坂神社は、ともに葉梨川の氾濫を鎮めることを願って新造に伴い、区のシンボルマークを募集した。区民から30点の応募があったが、審議の結果、五十海の五の字と海と波をアレンジした原木国男氏の作品を町印として選んだ。



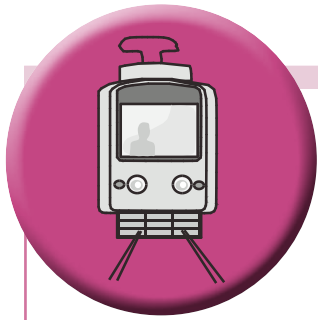
## 左車区～源氏車～

町印の源氏車は、町名に由来する。左車の町名は、建長四年、後嵯峨天皇の皇子宋尊親王が鎌倉幕府の将軍に任ぜられ、下向する途中に輿車の左の輪が破損したため、その左の輪を埋納して「左車神社」とした。これが町名になっている。車の修理の間、親王が休息された寺を後に休息寺と呼んだが、明治八年に廃寺になった。この休息寺の鬼瓦には源氏車が刻まれていたというから、源氏車はかなり早くから寺院紋として使われていたことがうかがえる。



## 2013 フォトギャラリー





# 日本で最古 藤枝焼津間人車軌道

藤枝町大手—焼津町駅北松屋敷間一日七往復、運賃は四銭

城下町として栄えた藤枝町は、明治二十二年の東海道本線の藤枝駅が出来たものの、中心である大手から利便な焼津に荷を運んでいました。二年後の同二十四年七月、焼津街道沿いに藤枝からの人や貨物を運ぶ、日本最古の人車軌道が開通。翌二十五年、焼津街道の改修も完成しました。

この人車軌道建設の発起人となったのは、小川村の素封家、元県議会議員の片岡総一郎でした。片岡は、内務大臣の許可を受け、私財を投じて作りました。

## 明治事物起源に日本最古の記録

長い間、日本の鉄道史上、最初の人車軌道は明治二十八年、熱海・吉浜間に開通した豆相人車鉄道とされていました。しかし、『明治事物起源』には、「人車鉄道は、人力にて押し進める鉄道上の乗合車にして、明治二十二年ごろ東海道藤枝と焼津との間に開業せるを始とし…」とあり、その後の調査によって、藤枝焼津間人車軌道が日本最古であることが立証されました。

明治十五年に開業した宮城県の木道社には馬車軌道の開業当初のみ人車軌道とした記録がありますが、正式な人車軌道では、最古ということになるようです。

▲時刻表(宇津木稔氏所蔵)

## 静岡大務新聞の記事

明治二十四年七月二十五日の記事に『焼津藤枝間本道試通』と題して「益津郡焼津停車場より藤枝町の旧大手口へ通ずる新道へ、今回木道を敷き、旅客及び荷物運搬の便利にせん」と…この木道人車は焼津停車場を発する東行汽車に間に合ふ様、藤枝を發し瀬戸川に中休所を

置き、時間は藤枝より焼津まで二十五分間、焼津より藤枝まで三十分間にて往復五十五分の予定なりといひ、乗車賃は藤枝より瀬戸川橋



▲焼津駅周辺図 (トロッキ鉄道記より)

まで二銭、瀬戸川橋より焼津まで二銭…」と記されています。そして、九年後の明治三十三年、廃止となりました。

大正二年発行の『西益津村誌』には、「焼津街道…開通以来貨物ノ運送、人車ノ往来頻繁ヲ極ムル郡下枢要ノ道路ナリ」とあり、その存在が書かれています。

## 焼津まちの案内人の会

焼津まちの案内人の会では、鉄道研究家の森信勝氏の協力を得て平成二十三年に調査を開始し、報告書を作成。昨年は、一年かけて人車軌道の客車のレプリカを製作しオータムフェストで披露しました。設計図もなく、豆相人車鉄道のレプリカを参考に作りました。

(小嶋良之)



▲軌道と客車のレプリカ



▲調査報告書

写真でみる

# 第3回租税教室

主催：青年部会

開催日：平成25年11月16日(土) 会場：静岡産業大学

青年部会では昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

◆◆◆ 社会人サークル 租税法人会青年部会主催「第3回租税教室」◆◆◆

社会人サークル / 基礎知識習得講座  
**若手企業家との交流会**  
 ～就職活動へ進む前には情報収集！～

■日 時 / 平成25年11月16日(土) 13:00～17:45  
 ■会 場 / 静岡産業大学・4階 1410大講義室(予定)  
 ■受 付 / 12:30～12:50

＜第一部＞ 13:00～15:20  
**キャッシュフローセミナー** ～ボードゲームを通して人生設計と税金を楽しく学ぶ！～  
 講 師 / 中山信ファイナンシャルプランニング事務所 代表 中山 猛 氏

1. 目 的  
 パートセラーの「主婦の父さん、建築父さん」の書籍、ボードゲーム「現金フロー」を通じて、ゲームを通じて、キャッシュフローの基礎、損益計算書や貸借対当表の読みかたや税金の基礎を学ぶことができます。また、現金フローの基礎を学ぶことで、将来の収入や支出の予測、貯蓄の重要性なども学ぶことができます。

2. 趣 意  
 ボードゲーム「キャッシュフロー」(日本経済新聞)を用いて行います。初心者にもわかりやすい「プレイヤー4名」とお金のやりとりをする「バンカー1名」の構成で、バンカーはプレイヤーと競争することができます。その結果、お金のやりとりが楽しくなります。バンカーとプレイヤーは競争する場合は、バンカーを複数人とすることで楽しくいただけます。その他のルールについては事前にプレイシートを配布させていただきます。

3. 参加費 (税込)  
 ゲームの購入・説明 30分  
 ゲームの実演 30分  
 ゲームの振り返り 30分

＜第二部＞ 15:30～16:00  
**若手企業家との交流会**  
 講師 / 株式会社 稲垣 拓也 氏

＜第三部＞ 16:06～17:45  
**交流会**  
 就活アドバイス  
 & 若手企業家との交流会

※ お申込み、お問い合わせは就職支援課までお願いいたします。  
 主催：社会人サークル 租税法人会青年部会 / 協力：静岡産業大学、静岡福祉大学

司 会



佐野副部長

部会長あいさつ



西野部会長

## 第一部

### キャッシュフローセミナー

講師：FPI (株) 中山 猛氏

13:00～15:20

第一部講師



中山 猛氏





第二部

税金講座「給与明細の見かた」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 中川雅彦氏

15:30～16:00

第二部講師



中川雅彦氏



第三部

模擬面接&若手企業家との交流会

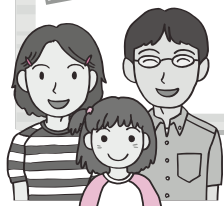
16:05～17:45



写真で見る

# 「夏休み親子税金教室」

8/1  
木



in 焼津市文化センター

主催：女性部会 参加者：大人37名 子ども54名



スタート!



司会：望月副部長



女性部会、清水副部長の開会あいさつ。



今日の講師は、藤枝税務署の寺本調査官。



藤枝税務署の中川統括官のごあいさつ。



… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピーとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページ  
に続く





… さて、税金についての勉強です …



みんな真剣に聞き、メモを取っています！



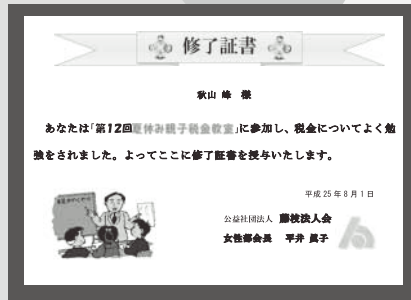
… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …



答えが①だと思う人？手を挙げて下さい。



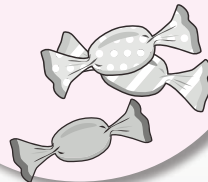
最後に、代表して秋山峰さんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。



けんたグッズ一式



帰りには、恒例！キャンディのつかみ取り。たくさん取れたかな？



# 写真で見る

## 法人会活動

(平成25年5月17日～10月24日)

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

放送局

藤枝法人会 e 講演放送局

検索

ユーザー名 : koen パスワード : hoso (パスワードは\*\*\*\*と表示されます。)

### 本 会

7月2日 税務講習会  
テーマ「ここが変わる！  
平成25年度税制改正」  
講 師 / 藤枝税務署  
法人課税第一部門統括官  
中川雅彦 氏  
会 場 / 焼津市文化センター



7月23日 営業セミナー  
テーマ「買わないお客に売る鉄則」  
講 師 / 経営コンサルタント  
小林武司 氏  
会 場 / 焼津市文化センター



放送局

8月20日 実務講座  
テーマ「必ずできる完璧クレーム対応」  
講 師 / (有)オフィスオオイ  
代表 大井澄子 氏  
会 場 / 焼津市文化センター



9月6日 弁護士講習会  
テーマ「労働に関する法律」  
講 師 / 追手町法律事務所 弁護士  
(藤枝法人会 協力弁護士)  
齋藤安彦 氏  
会 場 / 焼津市文化センター



放送局

9月12日 税務講習会

【第一講座】

テーマ「消防団活動を応援する県税特例条例について」

講師 / 静岡県藤枝財務事務所 課税第一課長  
渥美恵美子氏



【第二講座】

テーマ「改正相続税等について」

講師 / 藤枝税務署 資産課税部門統括官

山下 功氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局

(第二講座のみ)

10月9日 税務講習会

テーマ「改正消費税について」

講師 / 藤枝税務署

法人課税第一部門統括官

中川雅彦氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局

## 青年部会

5月23日 第1回全体会並びに

記念講演会

演題「ハルモニアの経営と今後」

講師 / 社会福祉法人ハルモニア

理事長 大長昭子氏

会場 / 小杉苑



放送局

9月20日～21日

研修旅行「福岡視察会」



10月24日 税金教室

テーマ「税務署の仕事」

講師 / 藤枝税務署

法人課税第一部門統括官

中川雅彦氏

会場 / 藤枝パークインホテル



## 女性部会

5月17日 第1回全体会並びに記念講演会

演題「歯の基礎知識から

最新の再生医療まで」

講師 / 藤枝平成記念病院

歯科口腔外科・

インプラントセンター

健石英夫氏

会場 / ホテルアンピア松風閣



放送局

平成26年1月から

## 県税を取り扱う事務所が変わります

静岡県では、課税業務の効率化と税務職員の専門性向上を図るため、平成26年1月1日から県税事務の一部を沼津・静岡・浜松の各財務事務所に集約します。

現在、藤枝財務事務所で行っている業務の一部は静岡財務事務所に集約され、平成26年1月から、下図のようになります。



### 静岡財務事務所で扱う業務

県民税利子割  
法人県民税・法人事業税  
不動産取得税の家屋評価業務  
軽油引取税、ゴルフ場利用税  
鉦区税、狩猟税  
固定資産税のうち大規模償却資産

### 従来どおり藤枝財務事務所で扱う業務

自動車税  
個人事業税  
不動産取得税（家屋評価業務を除く）  
個人県民税（課税と徴収は市町が行う）  
納税証明書の交付  
管内の法人会、青色申告会等との連携・協力

申告書や申請書などの提出やお問い合わせなどは、静岡財務事務所となりますので、御理解と御協力をお願いします。

やむを得ず静岡財務事務所に提出できない場合は、これまでどおり藤枝財務事務所に提出することができます。

## Q&A

### 静岡財務事務所の場所は？

**Q** 静岡財務事務所はどこにありますか？

**A** 静岡南郵便局の南隣にあります。

〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20（静岡総合庁舎 3階）

静岡財務事務所（お問い合わせ先 管理課 電話 054-286-9120）

※ 財務省東海財務局静岡財務事務所（静岡市葵区追手町）とは別組織です。

お間違いのないよう御注意ください。

### 納税証明書の手続き先は？

**Q** 法人県民税、法人事業税の納税証明書の交付を藤枝財務事務所で受けていましたが、今後は、静岡財務事務所まで行かなければならないのですか？

**A** いいえ。納税証明書は、これまでどおり、県内の財務事務所で交付が受けられますので、最寄の財務事務所で手続きをしてください。

【お問い合わせ先】 藤枝財務事務所 管理課

〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋 362-1（藤枝総合庁舎 1階） 電話 054-644-9121

# 防災・減災のための臨時増税のお知らせ (住民税の均等割の特例)

## 1 臨時増税の内容

東日本大震災を教訓として、地震や津波などの自然災害に対して強い県土を築くため、県と県内市町は、防災・減災のための事業を実施しています。

この防災・減災事業の財源を確保するため、特例法（※）に基づき10年間（平成26年度から35年度まで）に限り、個人の県民税と市町民税（合わせて「住民税」という。）の均等割の税率がそれぞれ500円引き上げられます。（1人年額1,000円の増税になります。）

県民の皆様には新たな負担となりますが、皆様の生命と財産を守るために使わせていただきますので、増税につきまして御理解と御協力をお願いします。

※ 特例法：「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日公布）

## 臨時増税による住民税の均等割の額

○平成26～35年度

区 分	標準税率		超過税率 ※	計
	通 常	臨時増税		
個人県民税	1,000円	500円	400円	1,900円
個人市町民税	3,000円	500円	0円	3,500円
計	4,000円	1,000円	400円	5,400円

※ 超過税率の400円は森林（もり）づくり県民税（平成27年度まで）です。

## 2 防災・減災事業の概要

防災・減災のための臨時増税は、防災・減災事業に充当されます。

県では、堤防・水門等の液状化対策・耐震化、人家や避難路等を保全する土砂災害対策、緊急輸送路にある橋梁の耐震対策などの予防的な対策を実施しています。

事業例



ねがためこう  
根固工により防潮堤を保護  
(海岸防災林地内)



トイレ機能喪失への緊急的な対応として、  
地震災害時用下水道接続型仮設トイレ  
(マンホールトイレ)の整備(高校の敷地内)